㈦　死亡した被保険者が被保険者であった期間中に配偶者を有していた場合において、当該被保険者の配偶者（以下この㈦において「死別配偶者」という。）が六〇歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の受給権者であるとき又は当該遺族厚生年金の受給権者であったときは、死別配偶者は、実施機関に対し、死別配偶者の婚姻等対象期間（当該被保険者と当該死別配偶者との婚姻期間その他の厚生労働省令で定める期間であった期間をいう。）の標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定を請求することができることとした。（第七八条の二第一項関係）

7　離婚等をした場合における標準報酬の改定又は決定の請求について、その請求の期限を五年とすることとした。（第七八条の二第一項関係）

8　厚生労働大臣は、第一号厚生年金被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、銀行、信託会社その他の機関に対し、第一号厚生年金被保険者又は第一号厚生年金被保険者であると認められる者の収入の状況その他の事項につき、報告を求めることができることとした。（第一〇〇条の二第六項関係）

9　脱退一時金の支給の請求について、再入国の許可を受けて日本を出国した者は、当該再入国の許可を受けている間、その請求ができないこととした。（附則第二九条第一項関係）

三　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五五年法律第八二号）の一部改正関係

二の5の㈡及び㈢並びに6の㈢の改正に伴う所要の改正を行うこととした。（附則第六三条関係）

四　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六〇年法律第三四号）の一部改正関係

1　支給事由の生じた日が令和一八年四月一日前にある障害基礎年金、障害厚生年金、遺族基礎年金及び遺族厚生年金について、直近一年間に保険料未納期間がないときは、保険料納付要件を満たしているものとすることとした。（附則第二〇条及び第六四条関係）

2　一の1の改正に伴う所要の改正を行うこととした。（附則第一八条第五項関係）

3　二の3の改正に伴う所要の改正を行うこととした。（附則第五九条第一項、第六二条第一項、第八二条第三項並びに第八四条第三項及び第四項関係）

4　二の5の改正に伴う所要の改正を行うとともに、老齢厚生年金の配偶者に係る加給年金額の特別加算額について二の5の㈠に準じた改正を行うこととした。（附則第六〇条第二項、第七八条第二項及び第八七条第三項関係）

5　二の6の改正に伴う所要の改正を行うこととした。（附則第五四条、第七三条並びに第七四条第一項、第四項及び第五項関係）

五　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八二号）の一部改正関係

二の3の改正に伴う所要の改正を行うこととした。（附則第三三条の三関係）

六　国民年金法等の一部を改正する法律（平成一二年法律第一八号）の一部改正関係

二の3の改正に伴う所要の改正を行うこととした。（附則第九条第四項、第二〇条第一項、第二一条第二項、第二三条第三項及び第二四条第五項関係）

七　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正関係

移行農林共済年金について、二の3及び5の㈡に準じた改正を行うこととした。（附則第一六条第四項及び第一三項関係）

八　国民年金法等の一部を改正する法律（平成一六年法律第一〇四号）の一部改正関係

三〇歳未満の国民年金第一号被保険者等であって本人及び配偶者の所得が一定以下であるものに係る国民年金の保険料の免除の特例を五年間延長し、令和一七年六月までとすることとした。（附則第一九条第二項関係）

九　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正関係

1　被用者保険の適用拡大

㈠　特定適用事業所以外の適用事業所（国又は地方公共団体の適用事業所を除く。）に使用される特定四分の三未満短時間労働者を厚生年金保険及び健康保険の被保険者としない取扱いについて、令和一七年九月三〇日までの間の措置とすることとした。（附則第一七条及び第四六条関係）

㈡　㈠の取扱いについては段階的に縮小することとし、短時間労働者を適用対象とすべき特定適用事業所の範囲について、事業主が同一である二以上の適用事業所であって、令和九年一〇月一日から令和一一年九月三〇日までは当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時三五人を超えるものとし、令和一一年一〇月一日から令和一四年九月三〇日までは当該総数が常時二〇人を超えるものとし、令和一四年一〇月一日から令和一七年九月三〇日までは当該総数が常時一〇人を超えるものとすることとした。（附則第一七条の三の二及び第四六条の二関係）

一〇　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正関係

二の5の㈠及び6の㈢の改正に伴う所要の改正を行うこととした。（附則第二一条及び第三五条第一項関係）

一一　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正関係

1　存続厚生年金基金又は存続連合会の受給権者の死亡の届出について、届出義務者が戸籍法の規定による死亡の届出をした場合は、当該者は存続厚生年金基金又は存続連合会に対する死亡の届出を不要とすることとした。（附則第五条第一項及び第三八条第一項関係）

2　存続厚生年金基金について、二の3に準じた改正を行うとともに、二の6の㈦の改正に伴う所要の改正を行うこととした。（附則第五条第二項関係）

3　個人型年金の加入要件について、存続厚生年金基金の脱退一時金相当額を個人型年金に移換しようとする者及び存続連合会の年金給付等積立金等又は積立金を個人型年金に移換しようとする者は個人型年金加入者となることができることとした。（附則第五条第三項及び第三八条第三項関係）

一二　政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正関係

三〇歳以上五〇歳未満の国民年金第一号被保険者等であって本人及び配偶者の所得が一定以下であるものに係る国民年金の保険料の免除の特例を五年間延長し、令和一七年六月までとすることとした。（附則第一四条第一項関係）

一三　年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正関係

独立行政法人福祉医療機構は、令和九年四月一日から当分の間、貸付金の弁済に充当した後の残余の金銭の支払を行う業務その他厚生労働省令で定める関連業務を行うことができることとした。（附則第三九条第一項関係）

一四　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正関係

1　一の1及び二の5の改正に伴う所要の改正を行うこととした。（第三一条第六項、第三二条第四項、第六項及び第七項並びに第三三条の二関係）

2　二の6の改正に伴う所要の改正を行うこととした。（第一六条第四項、第二七条、第三一条第一項、第三三条第一項及び第三項並びに第四〇条第六項及び第七項関係）

一五　国家公務員共済組合法の一部改正関係

標準報酬の等級について、二の2に準じた改正を行うこととした。（第四〇条第一項関係）

一六　地方公務員等共済組合法の一部改正関係

標準報酬の等級について、二の2に準じた改正を行うこととした。（第四三条第一項関係）

一七　私立学校教職員共済法の一部改正関係

標準報酬月額の等級について、二の2に準じた改正を行うこととした。（第二二条第一項関係）

一八　確定給付企業年金法の一部改正関係

1　確定給付企業年金における受給権者の死亡の届出について、届出義務者が戸籍法の規定による死亡の届出をした場合は、当該者は事業主及び企業年金基金又は企業年金連合会に対する死亡の届出を不要とすることとした。（第九九条関係）

2　厚生労働大臣は、確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告書の提出を受けたときは、当該報告書の記載事項のうち厚生労働省令で定めるものを公表することとした。（第一〇〇条第四項関係）